

平成29年白老町議会定例会12月会議会議録（第3号）

平成29年12月14日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 1時56分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）
- 第 7 議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 8号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 工事請負契約の締結について
（平成29年度施行 バンノ沢川砂防工事（第2支溪））
- 第12 報告第 1号 定期監査の結果報告について
報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第13 産業厚生常任委員会の審査報告について
陳情第 2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書
- 第14 産業厚生常任委員会の審査報告について
陳情第 3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書
- 第15 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第16 意見書案第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）
- 第17 常任委員会所管事務調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第18 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）

第19 会期の延長について

第20 休会について

○会議に付した事件

一般質問

議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 8号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 工事請負契約の締結について

（平成29年度施行 バンノ沢川砂防工事（第2支溪））

報告第 1号 定期監査の結果報告について

報告第 2号 例月出納検査の結果報告について

産業厚生常任委員会の審査報告について

陳情第 2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書

産業厚生常任委員会の審査報告について

陳情第 3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

常任委員会所管事務調査の報告について

（総務文教常任委員会）

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

○出席議員（14名）

1番 山田和子君

2番 小西秀延君

3番 吉谷一孝君

4番 広地紀彰君

5番 吉田和子君

6番 氏家裕治君

7番 森哲也君

8番 大淵紀夫君

9番 及川 保 君	10番 本間 広朗 君
11番 西田 祐子 君	12番 松田 謙吾 君
13番 前田 博之 君	14番 山本 浩平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

9番 及川 保 君	10番 本間 広朗 君
11番 西田 祐子 君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田 安彦 君
副 町 長	古俣 博之 君
副 町 長	岩城 達己 君
教 育 長	安藤 尚志 君
総務課長兼危機管理室長	岡村 幸男 君
財 政 課 長	大黒 克己 君
企 画 課 長	高尾 利弘 君
象徴空間整備統括監	笠巻 周一郎 君
経 済 振 興 課 長	森 玉樹 君
農 林 水 産 課 長	本間 力 君
生 活 環 境 課 長	山本 康正 君
町 民 課 長	畑田 正明 君
税 務 課 長	久保 雅計 君
上 下 水 道 課 長	工藤 智寿 君
建 設 課 長	小関 雄司 君
健 康 福 祉 課 長	下河 勇生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田尻 康子 君
学 校 教 育 課 長	岩本 寿彦 君
生 涯 学 習 課 長	武永 真 君
消 防 長	越前 寿 君
病 院 事 務 長	野宮 淳史 君
代 表 監 査 委 員	菅原 道幸 君
アイヌ総合政策課長	三宮 賢豊 君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊 博子 君
経 済 振 興 課 港 湾 室 長	藤澤 文一 君
学校教育課食育防災センター長	葛西 吉孝 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 山 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員、登壇願います。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、会派みらいの山田和子でございます。9月議会でも質問いたしました。今回はさらに深く、活性化プランのアイヌ文化の理解と復興による多文化共生社会の実現を図る、この部分について町民を巻き込みながらどのように多文化共生社会を構築していくのかを質問していきたいと思っております。

①、アイヌの精神、文化を理解、推進しながら、交流によるにぎわいをどう創出していくのか。

②、アイヌ文化で特色ある教育活動を充実させていくべきと考えるが、まちの見解は。

③、世界中に発信する観光地づくりをどう進めていくべきか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町民を巻き込んだ多文化共生社会の構築についてのご質問であります。

1項目めの交流によるにぎわいをどう創出していくのかについてであります。これまで北海道と連携しながら、国内、海外からの交流人口拡大を図るため、2020年に整備される民族共生象徴空間を大きな魅力のツールとして、町内、国内外での各種イベント等によりアイヌ文化への興味、関心を高め、その誇るべき価値、魅力を理解しながら発信しているところです。また、町としては、交流人口の拡大が予測されることから、既存のさまざまな人材育成事業や観光プログラムなどを継続して実施するとともに、さらには象徴空間周辺整備の推進など、受け入れ態勢の充実に取り組みたいと考えております。

2項目めのアイヌ文化で特色のある教育活動をどのように充実させていくべきと考えるかについてであります。学校教育では、小学校3年生から中学校1年生までの児童生徒がアイヌ文化を学ぶふるさと学習事業やイオル再生事業への参加等を通して、アイヌ文化や歴史への理解を深め、ふるさとへの愛着を育んでおります。また、社会教育では、博物館に解説員を配置したり、工芸等の様子を公開したりするアイヌ民族博物館社会教育事業を通して、アイヌ文化の普及啓発に取り組んでおります。

3項目めの世界中に発信する観光地づくりについてであります。2020年4月に開設する民族共生象徴空間は、世界とつながる交流拠点として国内外から多くの来訪者が訪れることを期待しております。そのため、本年9月には登別洞爺広域観光圏協議会のプロモーション事業として、カナダトロントを訪問し、先住民との交流やアイヌ文化、多文化共生の理念について情報発信を行ってまいりました。また、ことしから取り組んでいる巨大パッチワークは、住民が主体となって進める多文化共生のまちづくりであり、言語の壁を越えて見る人々に感動を与えます。今後は、世界各国とのキルト文化の交流から、布をつなぎ合わせることを通して多文化共生を世界に発信していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。1点目と3点目は関連がございますので、一括して再質問させていただきますが、まず2点目の教育活動についての再質問をいたします。

本町では、小中学校での学習が充実しておりますし、アイヌ文化への理解もあり、差別的な考え方もないと理解しておりますけれども、その学習内容を今後さらに深めていく必要があると考えております。まず、今までふるさと学習事業等現博物館において体験的な学習をされてきておりますけれども、来年3月末で現博物館が閉館されます。今後どのような学習内容にするのかお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 今後のふるさと学習という部分でございますが、来年3月をもって博物館が閉鎖となりますけれども、4月以降につきましても基本的には継続できるというようなことで先方からも返事をいただいておりますので、今やっている事業につきましては引き続き継続していきたいというふうに考えております。また、一部それに伴いまして今まで博物館に子供たちがバスで出向いていたのですけれども、今後は新しい機構から各学校に出前方式というようなことで実施していこうかなというところで今話を進めているところでございます。

また、今後のふるさと学習につきましては、やはり2020年の国立博物館ができれば改めてそちらはきちっと国立博物館のプログラム、メニューに応じたふるさと学習といったものを組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。新しい博物館が開設されたらそちらにまた行くとい

うことで、それまでの間は出前をしていただくという押さえで承知しました。

では、生涯学習、社会教育の部分での今後について伺います。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 生涯学習における町民に対する教育活動の今後ということでございますけれども、2020年の国立アイヌ民族博物館、民族共生象徴空間開設に向けた機運醸成のためということもありますけれども、現アイヌ民族博物館学芸員によりますアイヌ文化講座、体験講座等の新たな開設を始めまして、高齢者大学や婦連協など団体への出前講座、そして館長とまち歩き講座への参画を企画し、委託したいというふうに考えております。

また、このような郷土の歴史を学び、まちの魅力を再発見する機会を設けた中で、アイヌの歴史と文化を伝えられる、あるいはその情報を提供できるボランティア人材の育成を行えばということで、アイヌ民族博物館とも協議しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。アイヌ文化を次の世代、未来の子供たちに引き継ぐために、今後の白老町における中長期的な展望に立った教育方針を定めていくべきではないかと考えております。羅臼町の地元学を参考にしながら、白老町ならではのアイヌ文化を学ぶカリキュラムをつくって小中学校の9年間を通して深く学んでいくべきではないかと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） ただいまのご質問でございますが、学校教育においては社会科副読本を作成してアイヌ文化を学ぶふるさと学習といったものに取り組んでございます。今後においても義務教育におきます計画的な指導体制といったものは継続推進してまいりたいと考えておりますし、先ほど申し上げました2020年の国立博物館ができたときには、改めてそういったところもさらに進化させていろいろと取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。現在のネット社会で生きる子供たちは、いじめもSNSの中で行われているようです。あふれんばかりの情報により他者との比較にいや応なしに思考が及び自己肯定感が育ちにくい環境であると思っています。また、人のうわさも七十五日と言われていた時代とは異なり、一度ネット上に上がった言葉は永遠に浮遊していきます。他者に不寛容な発言が飛び交い、匿名性はそれをさらに助長しているように感じます。そんな環境の中で、子供たちの心を育てるために教育ができること、白老町だからこそできること、それはアイヌ文化をきちんと深く学ぶことではないでしょうか。

アイヌ語復興に関しても12月4日、札幌で行われました先住民族政策に関する国際会議の中でアイヌ語の復興についての取り組みの必要性が確認されたり、同じ3日に開催された危機的な状況にある言語・方言サミットでもアイヌ語を受け継いでいく決意が語られていました。こ

の言語復興の取り組みや多種多様な文化の寛容、受容を含めアイヌ文化をもとにカリキュラムをつくって深く学んでいく必要があるのではないかと思います、できれば教育長に答弁していただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず、本町におけるアイヌ学習のスタンスとといいますか、これは単にアイヌの方々の歴史や文化だけを学ぶということではなくて、本町にはこのことを通して異文化を理解していく、他者を理解していく、そして子供たちの心を育てていくのだというようなスタンスでこの学習を進めております。

そしてあと、議員からもご指摘がございました言語という部分での取り組みでございますが、今実際子供たちの体験メニューの中には言語に関するメニューというのはほとんどないような状況でございます。先ほど課長からも答弁がございましたが、2020年の象徴空間の開設に伴ってさまざまな学習内容や施設の充実が期待されると思いますので、今はまだ仮定の話でございますけれども、2020年の開設された時点でどういうふうに施設を活用していくのか、それは国立博物館だけでなく象徴空間も含めてどんなふうに学習として活用していくのか、プロジェクトを立ち上げながら、先ほどもお話がございました小中一貫のカリキュラムづくりについて取り組んでまいりたい、その中には、当然今ご指摘がありましたような言語の取り扱いについてもメニューとしてできるだけ組み入れるような、そういう取り組みをしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。今大変うれしい教育長の答弁だったなというふうに思います。

アイヌ文化を教育にという観点からもう一つ、まち・ひと・しごと総合戦略や活性化推進プランの中に白老東高等学校の専門学科の設置の検討があります。多文化共生学科の設置であります。あるいは、長野県の白馬高校のように国際観光学科でもよいかもしれません。専門学科の設置というのは、同時に就職先のことでも考慮しなければなりません。多文化共生の精神を持った観光学科のほうがふさわしいのかと思います。昭和62年の4月に町民の期待を担って開校された白老東高校ですが、適正配置計画により現在は2間口に減っています。高校としての力は普通科で2間口は大変弱いもので、今後統廃合も十分考えられます。胆振東学区高校配置計画では、平成31年度に苫小牧南高校の間口が1減となり、平成33年から36年の見通しでは東胆振学区全体で2から3学級の減を必要とし、欠員の状況やこれまでの調整を考慮し、苫小牧市内及び苫小牧周辺地において再編整備を含めた定員調整の検討が必要と、こう明記されております。間口が4から3になるときも3から4になるときも、私なりの要望活動もしてまいりましたがけれども、このままでは白老町から白老東高校がなくなってしまう可能性が高いと思います。そうならないために、OBや地域の方々の専門学科の設置の動きが出た場合、町としてはどのような支援が可能なのかお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 今白老東高校と、それからアイヌ学習という部分でのご質問がございましたので、多少答弁長くなるかもしれませんが、今の状況についてお伝えをしたいというふうに思います。

まず、白老東高校の置かれている状況についてでございます。道教委では、1学年3学級以下の小規模校を近隣校との再編対象とするというようなことございまして、ご承知のように白老東高校においては現在1学年2学級ということでございますので、当然その対象になっているところでございます。そして、先般道教委で出ておりました平成30年から32年までの計画においては、議員ご指摘のとおりこの東学区においては苫小牧の南高校が1間口調整をされることになりました。今後平成33年から36年までの計画が道教委のほうから提示されるわけでございますが、この計画の中に白老東高校が対象校になる可能性は極めて高いのではないかと、こんなふうに私は理解をしております。これが今白老東の置かれている状況でございます。

このことに対して今白老東高校では、今年度と来年度の2カ年、国の研究指定を受けましてアイヌ学習を中心とした地域学という新たな学習を展開していくことになっております。道教委では、アイヌ学習ということについて重点的に取り組むという方針を持っておりますが、小学校や中学校の義務教育に比べると高等学校ではほとんどアイヌ学習について取り組まれていないというのが実態でございます。そういう状況もございまして、今白老東高校が研究指定を受けてアイヌ学習に取り組んでいくというのは大変先駆的な取り組みになるだろうというふうに考えております。

そのような流れを踏まえながら、白老町としてこの白老東高校の学習活動をどう支えていくのかということで、実はおとといの晩に歴代の東高校のPTA会長や同窓会の皆さん、あるいは町内においてはアイヌ協会の皆さんや、あるいは商工会、観光協会の皆さんにお集まりをいただき、この学習を支えていこうということで白老東高校魅力化の会という会を立ち上げたところでございます。この会の中で委員の皆さんから議員がご指摘のとおりいろいろ学科転換も含めてお話は出ておりましたが、当面会としてはこの33年から出てくる計画に対して白老町として、オール白老としてこのアイヌ学習を支えていこうと。そして、道教委に対してもアイヌ学習をしっかりと白老東でやってほしいというような要望活動を今後行っていきたいというふうに考えております。今高校のあり方として、いかに魅力ある高校づくりを進めていくかということは大変道教委としても重視しておりますので、白老東にとっての魅力というのは、1つとしてアイヌ学習を進めていくことが魅力化になるのではないかとということで、会員の皆さんと確認をさせていただきました。

あと、今後の町教委の支え、関係でございますけれども、具体的には新年度からいろんな学習活動が始まってまいりますので、例えば学習していく子供たちの足の便宜を、移動するときの交通手段について何かできないかなとか、あるいは高校生が体験メニューをするときに小学生や中学生と一緒に活動していくような場面ができないかなというようなことも含めて、現在高校のほうとも細かく打ち合わせを進めているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。地域学は大変期待が持てる場所ですけれども、道教委の適正配置計画では容赦なく多分割ってくるのではないかと思います。これだけの人口減、少子化の波は、高校をやっぱりいろんなところに存続させるよりもまとめていくという考えは、それは将来にわたって道教委としてもやらざるを得ない計画であると私は考えています。なので、地域学だけで魅力ある学科になるかどうかというのは、すごくいいお話ですけれども、今伺ったところでは、それがイコール白老東高校の存続につながるかどうかというのは少し疑問があります。北海道の観光というのは、北海道経済の大きな柱だと私は思っています。そこで、先ほど観光学科というふうに申し上げたのですけれども、小さいころから、小中学校からアイヌ文化を深く学んでいくということは、北海道を学ぶことと等しいというふうに考えています。また、アイヌの精神を深く学ぶということは、命の大切さを同時に学んでいくことだと思います。そうした子供たちが多文化共生の精神や、要するにホスピタリティーというか、思いやりや心からのおもてなしの心を持って高校になってから観光学科に入り、英語力をつけたり、あるいは中国語を身につけたりすることによって、募集はもちろん全国から募集しなければ生徒は集まってこないと思いますけれども、そういった取り組みをしながら、北海道観光を支えていく人材を白老町において育成するというのも一つの手法ではないかなと、壮大な考えかもしれないのですけれども、できなくはないなというふうに考えておりますが、見解を、私見で結構ですので、お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 先ほどもご答弁申し上げましたが、立ち上がった魅力化の会の中では将来的には今いろんなそういう議員からのご提案があったように、観光学科であったり、国際観光学科であったり、あるいは白馬高校のことも話題として出ておりました。ですから、長い将来的な見通しとしては、白老東が大きく学科転換していくという可能性もこれはあるのだろうなというふうに思っております。ただ、今現実的な部分で申し上げますと、33年からの計画の中で、果たしてそういう学科転換も含めて計画が十分でき上がって、いわゆる配置計画を進める道教委を納得させるだけのものができ上がるかという、なかなか時間的な部分で考えますと厳しいねと。当面先ほどからお話し申し上げておりますが、2020年に白老町にはアイヌの伝統や文化、歴史に関するナショナルセンターが国内で唯一できるわけでございますので、やはりここを1つまず起点にしよう。白老東だからできるアイヌ学習というのはあるはずだと私は思うのです。ですから、今先ほど小学校、中学校の連携という話も出ておりましたが、もうちょっと大きな視点で考えているのは、本当に小中高の3校種がアイヌ学習にかかわる一貫したカリキュラムをつくっていくというのが私の最終的なというか、今当面大きな課題だなというふうに考えております。

それとあと、外国語についてもこの間のお話の中では出ておりましたので、これについても道教委のほうに要望してまいりたいなというふうに思っております。魅力化は、多分いろいろな方面からこんな魅力もある、こんな魅力もあるということでご提案があると思うのです。当然それらについては、今後魅力化の会も今回道教委への要望を上げて終わりということではなくて、引き続き開いていきたいと思います。白老全体の中で白老東高校の魅力化についてこれから

時間をかけながら皆さんでご相談していきましょと。その中には、当然今お話があったようないろいろな可能性についてもお話がされるのかなと。ただ、当面今道教委に対してやることをきちんとまずやるというところから動いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。安藤教育長におかれましては、生涯の教員生活の中で白老町にいてくださった期間が物すごく普通の教員に比べて長かったように私は感じております。安藤教育長のときに白老町のアイヌ教育のカリキュラムができ上がることを心から期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、教育はこれで終わります。

1点目と3点目は関連がございますので、一括して再質問させていただきます。交流によるにぎわいといえば、ことしの港まつりで民族共生象徴空間1,000日前記念として恒例の花火大会を盛大に行いました。今後100日前などの節目、節目においてどのようなにぎわいをつくるのかお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 500日前、100日前等においてどのようなにぎわいをつくるのかということでございますが、2020年の民族共生象徴空間の開設に向けましてはアイヌ文様入りのネクストラップやポロシャツの作成、また港まつりにおける1,000日前のイベントなど、町内外に向けて意識醸成、PR活動を図ってきたところでございます。今後控えている500日前、100日前に関しましても1,000日前に引き続き、北海道との合同イベントの開催について調整をさせていただいているところでございますので、町内で開催される大きなイベントとあわせて開催するなど工夫をして、北海道やアイヌ協会との連携を図りながら、町民の機運が高まるような効果的な事業展開ができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 町民を巻き込んだという視点から、三重県総合博物館では県民がイワシの模型を作成して大量のイワシの群れの展示をしていました。木古内町では、新幹線駅開設までの1年間、ウォーキング大会や中学生によるPR活動、小学校の運動会などで新幹線関連のイベントを開催してきました。また、木古内町の駅が開設されてから1周年記念では、お客様をお迎えするタイルアートの作品を小中学生が作成し、駅に展示し、おもてなしにしています。こうした子供や町民が参加できる博物館を身近に感じる取り組みは、もちろん北海道や国でも考えてくださると思いますが、まちとしても町民が参加できる企画を考えるべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 子供たちや町民が参加できる博物館を身近に感じられる取り組みについてでございますが、象徴空間の成功には多くの町民の理解、機運醸成を図っていくことが重要であると考えておりますことから、町民が参加できる取り組みにつままして

は既存の各種イベントや山のイオル、川のイオルなどの事業を工夫することで多くの町民を巻き込んで体感、参画していただけるような取り組みを進め、町内外へのPR活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。もし小中学校でそういった機運醸成のことを考えるとしたら、やっぱり教育委員会が考えるということになるのでしょうか。例えば木古内町のタイアート作品を、小学生や中学生が描いたものを駅に張るとかいった取り組みというのは、何課が担当になるのでしょうか。企画課でしょうか。お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 現在企画課でやっている取り組みだとか経済振興課でやっている取り組みについても、子供たちが参加するという場合には教育委員会のほうに、例えば校長会だとか、そういうところをお願いして、どこかというのは最初から決まっているわけではなくて、そういった部分でその場合によっては教育委員会で取り組んでもらう場合もありますし、基本的に原課となる発案の課の部分で取り組んでいただくというようなことになろうかと思えます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 町民が参画した企画とって思い出すのが、まず多文化共生の巨大パッチワークの取り組みがあります。この取り組みは、みんなの心をつなぐパッチワークの会として広がりを見せているようです。この11月8日から15日にハワイのワイメア地域とヒロ地域においてパッチワークでつながる国際交流を実施していますし、タイとの交流ではバンコクにあるラージニススクールという初等中等教育一貫校からパッチワークに使用する布をたくさんいただいて、来年に来町されるラージニススクールの学生の方々と世界と布でつながる国際交流を予定しているようです。こうした民間レベルでの活動は大変素晴らしいですし、行政も支援していただければなと思います。これらの取り組みについて見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） ことしの2月から巨大パッチワークの取り組みがスタートしまして、初めはアイヌの刺しゅうサークルの方が動き出して、ことしの3月の多文化共生のシンポジウムで町民の方から17センチ角の布をいただいて、1つお披露目したというのが始まりでございます。その後いろんな取り組み、活動を拡大していっております、2月以降月に1回ずつアイヌの刺しゅう講座といったものをきっかけに、ことしの8月に巨大パッチワークの会が設立されております。その中で、さらにTOBIU CAMPにおいてもアイヌの刺しゅう体験を実施するなど、いろいろな活動の広がりを見せております。さらに、経済振興課のほうで進めています着地型プログラムの一つのプログラムとして外国人のお客さんを受け入れといった部分も実施してございます。そういった取り組みを通して、今後もこの巨大パッチワークといったものが一つの観光の切り口としても大きなツールとして効果的といいますか、生かし

ていける取り組みだと思っております。

そんな中で、来年の3月にはタイのラージニースクールの方、小中学生ですけれども、30名に来ていただく予定をしております。そこでパッチワークを通して、実はこれは今後の動きなのですけれども、地元の白老の小中学生と交流といったものも含めて実施できないかなということ企画して、今動いているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 町民がみずからの手でまちづくりに参加する力というのはすばらしいなと思います。これらの取り組みをどどん町としても支援していただきたいなというふうに感じています。

民間のイベントで注目すべきは、私は飛生で開催されている芸術家たちのTOBIUCAMPだと思っています。自然との共生に感動し、美術館とは違う形で芸術に触れることができ、年々参加者がふえています。その経済効果は、1人当たりの平均消費額が飛生地区で約5,000円、白老町内で約3,000円、芸術祭入り込み客数が2,500人でしたので、単純に掛けると約2,000万円だったそうです。アンケートの集計分析から、タクシーの利用や竹浦地区のガソリンスタンドでの給油など、あとは農産物、海産物、お菓子などのお土産品の買い物でかなりの経済効果が推計されております。こういった芸術祭やアートフェスティバルのように先住民フェスティバル、アイヌ文化フェスティバルのようなイベントを開催し、町外や道外、国外へ発信し、かつ人を呼び込めるイベントが開催できないでしょうか。先ほど道と協力してイベントを開催したいというようなお話もありましたけれども、こちらのこういったイベントの開催について少し具体的に伺います。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） イベントに関する部分でございますが、アイヌ民族博物館が閉館となるということも含めましてお話しさせていただきますと、博物館閉館となる2年間につきましては開設までの準備期間とされておりまして、現在国においては象徴空間の確実な整備が進められておりまして、運営主体の準備期間中ということで、その整備の検討が行われているという状況でございます。そのような中で、国から北海道に対しては象徴空間に関する道内外、海外へのプロモーション活動などによる誘客促進ということが求められておりまして、また町には来訪者のおもてなしができる受け入れ態勢の整備ということが求められております。

そのような状況から、北海道や運営主体でありますアイヌ文化振興・研究推進機構などと連携を図りながら各種イベントを進めていかなければならないと考えておりまして、先ほど申し上げましたように500日前のカウントダウンのイベント、100日前のカウントダウンのイベントなども要請されておりますし、あとイランカラプテの歌を歌っていただいている新井満さんと呼んで何かイベントができないのかというようなことも北海道から打診されているところでございます。そのような道のほうでお客さんをかなり呼んでくれるような動きがありますので、町としてもいろいろ協力しながら、北海道独自の文化でありますアイヌ文化の情報発信である

とか各種イベントを開催していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。TOBIU CAMPが支持されるのは、自然とアートの一体感であり、デジタルではない実体験の空間の居心地のよさであると思っています。アイヌ文化もアートと言える部分があります。民間の企画力を活用し、子供も大人も障がいを持った人も参画できる格好いい、おもしろいアイヌ文化のイベントを開催するべきと考えています。アイヌ文化、アイヌの精神は、ネット社会によって疲れている現代人にとって、本来人間が大切にしなければいけない多くのことを示唆していると思っています。多くの町民が参加できるイベントを通して、町民の文化度の向上を図っていくべきと考えています。そういった企画、機構や北海道のイベントと連携するということも大切ですが、おもしろくて格好いいアイヌ民族の文化のイベントというのはやはり企画力が大切ですし、そういったおもしろい企画の際に活用できる補助金や企画をしてくれる民間力や町民力、これらについてどのように思っているのか、町の見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 大きなイベントとか、そういうものに補助金だとか民間力を使ってというお話でございますけれども、まずうちも今現在財源確保という中で、国や北海道あるいは民間の補助事業を活用しながら事業財源の確保ということを進めているところでございますけれども、近年においてはハード事業においては社会資本整備総合交付金だとか、防衛関係の交付金、またソフト事業に関しましては地方創生関係の交付金だとか、道の地域づくり総合交付金の活用を図っています。さらにさまざまな取り組みにおいて現在も民間の力だとか、考え方、行動力を生かしながら取り組みを進めているところなのですけれども、やはり今後においても実際に事業の内容だとか、そういうものによって使う補助金だとか、使う民間の力もそれぞれ若干違ってきますけれども、そういった部分の情報収集だとかをきちんと行いまして、もちろん町民力だとか、専門的な知見をしっかりと生かしながらイベント等の実施に当たっては効果的な事業展開となるような工夫を進めていかなければならないというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） TOBIU CAMPは2日間で2,000万円の経済効果を生み出しています。100%の補助金というのはないのですけれども、多少の財政出動があっても費用対効果としては成果ありと捉え、その財政出動が幾らならいいのか十分に協議してアイヌ文化のイベントを開催するべきだし、2020年以降も多文化共生を発信する仕組みを構築していくべきだと考えています。まちには、お金も人も不足していますから、活用できる補助金をとりに行くこと、協力していただける民間、町民とはスピーディーに協議を進めることが大切だと考えています。しかし、昨今の補助金の事業組み立てにおいては、時間がないなどの理由から、たびたびですけれども、不十分な事業計画のまま申請し、後からまちの持ち出しがあるなどさまざまな問題

が生じた経験もしてきました。慎重に、かつスピード感を持ってという難題を申し上げるようですけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。もう一度まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今山田議員がおっしゃっているのは、イベントという言葉も出ているのですが、象徴空間に向けてのイベント等々については、イベントに限らず、例えば象徴空間の啓蒙活動とかPR活動とか人材育成とか、いろんなさまざまな部門において象徴空間を中心とした活動ができるというふうに思っております。飛生の芸術祭につなげると、飛生芸術祭自体はイベントかもしれませんが、そこにアイヌの文化だったり、アイヌの精神だったりがあることを考えれば、象徴空間と結びつけたイベントではなくて、いろんなさまざまな事業が展開できるというふうに考えております。

それと、補助金とか財政の話もありましたので、今財政健全化プランの中でやはりイベント等々については縮小のような形もしていますので、それは財政規律を守った中で進めていく部分と先ほど言ったようにPR活動等に使うところをうまく連携をしながら進めていければいいなというふうに思っておりますし、象徴空間に向けてさまざまな補助金も企画課を中心として国や北海道にとりに行くというか、いろんな情報を持って要請をしている段階でありますので、来年度については山田議員おっしゃるような形で、もう2年前ですからさまざまな取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

〔1番 山田和子君登壇〕

○1番（山田和子君） 1番、山田です。町長から答弁いただいたのにもう一度質問して申しわけないのですが、活用可能な補助金の申請と町としてどれだけ財政出動ができるのか、これらの企画に取り組む専門の組織をつくるのかつくらないのか、点、点、点と色々なイベントを起こしていったら町民が育たないというか、自転車に乗るときに補助輪2つつけますよね、それが私は補助金の役目でもあると考えているのです。補助金があるうちにちゃんと自転車に乗れるようにという、そういう意味もあるなというふうに思っているのですけれども、自転車に乗るのは町民、最後には町民というか、町民みずから文化活動ができたり、多文化共生の活動をしていったりできるように、単発でイベント、イベント、イベント、補助金、補助金、補助金というのではなくて、町民がみずからそういうことができるような仕組みをつくっていくというのが行政の仕事ではないかと思っておりますし、また民間もそれに応えて育っていかねばいけないと思うのです。

きのうの室蘭民報さんに伊達のメセナ協会という市民みずからの手で文化を育てていくという取り組みが表彰されるという記事が載っていましたが、白老町においての文化度を上げるために、活用できる最初のスタートは補助金なり民間の力なりで補助輪をつけてスタートするけれども、後々は町民が自転車に乗っていけるような、そういった仕組みというのは重要ではないかと考えていますけれども、今財政健全化中で数々のイベント、補助金を削減していますし、町民サービスも随分削っている中で、その活動に新たに財政出動するというのは非常

に難しいということは重々承知しておりますけれども、将来にわたって町民が自分で運転できる、自転車に乗れる力をつけるというのは大事なことではないかなと。そのための補助輪2個、民間力と補助金というような考えがあるのではないかなというふうに感じていますが、もう一度最後に必要なときにどれだけ財政出動ができるのか、町民のみずからの力をどう引き出していくのかというところの見解を伺って、最後の質問にします。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ちょっと悪声で申しわけありません。お許してください。ただいまのご質問の中にありました補助輪に例えてということは、非常にわかりやすい補助制度かなというふうに思います。子どもがいろいろな団体に補助するに当たっても、それが未来永劫続く補助金ではなくて、あくまでも自立していくことを支える一つの手段として一定期間補助するというのが基本でございます。ですから、いろんな団体、町民の皆さんがやっぱり自立してそのことを展開していく。サポートを行政がしているということが基本にありますので、ただいま仕組みづくりという部分を強くおっしゃっていただきましたので、その点が今後どういうふうに展開できるかというのはもう少し子どもも知恵を出し合いながら、一定のルール化という部分もありますし、展開の中身もいろいろありますので、その辺は考えていきたいなというふうに思います。大きく捉える部分は、また町長のほうからご答弁があるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 補助輪の話、まことにそのとおりだなというふうに思っておりますので、民間活力をいかに引き出すか、その土台をつくるために行政の仕事があるというふうに思っております。

今来年度に向けて地域再生計画の策定を進めております。これは、補助金をいただきながら地域の活力をつける、民間力をつけるということでありますので、先ほど言った点と点の話を再生計画の中できちんと一つにしていきたいなというふうに考えております。あとは、民間の活力とか専門家の知見をいただきながら進めなければならないところもありますので、特に象徴空間とか観光については地域おこし協力隊の方々によそ者として民間活力の大きな期待をしているところでありますので、この辺は国の力も補助もいただきながら進めていきたいなというふうに思っておりますし、それが象徴空間や先ほど言った飛生芸術祭につながっていければいいというふうに考えておりますので、進めていきたいなというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 以上で1番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議5-1をお願いいたします。議案第5号であります。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月8日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正の朗読は省略をさせていただきます。

少し飛びます。5-12をお開きください。附則です。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第3項、第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による内払とみなす。

次のページであります。議案説明です。平成29年8月8日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給、期末、勤勉手当の支給月数0.1カ月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、平成30年1月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくお願いいたします。

職員給与に関する条例新旧対照表（第1条による改正）

改正前	改正後
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期

<p>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 略 別表第2 略 別表第3 略 別表第4 略</p>	<p>間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 <u>改正</u> 別表第2 略 別表第3 <u>改正</u> 別表第4 <u>改正</u></p>
---	---

職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条による改正）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(勤労手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p style="text-align: center;">(勤労手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤労手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議6—1でございます。議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月8日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただき、附則であります。

附則

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

第2項、平成29年度に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（期末手当の内払）

第3項、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案説明でございます。本年8月8日人事院は、官民較差等に基づき、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、平成29年度の期末手当は0.1月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成30年度以降の期末手当は0.1月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ0.5月分ずつ配分するものであります。

よろしく願いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の207.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の212.5</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議7—1、議案第7号であります。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月8日提出。白老町長。

改正文の朗読は省略させていただきます。

附則です。

附則

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

第2項、平成29年度に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の227.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（期末手当の内払）

第3項、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明です。本年8月8日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、国家公務員に係る給与等の改定を行うよう勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している議会の議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、平成29年度の期末手当は0.1月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成30年度以降の期末手当は0.1月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ0.5月分ずつ配分するものである。

よろしく願いいたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合	（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には1

<p>においては100分の222.5を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。</p>	<p>00分の227.5を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。</p>
---	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議1―1にお戻りください。議案第1号でございます。平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,277万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11番、西田祐子でございます。21ページの民族共生象徴空間整備促進・活性化事業の補助金のところのリンケージ事業補助金と書いてありますけれども、このリンケージ事業というのは一体どのようなものなのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思うのが1点と、またその事業をすることによりましてどのような成果が期待されるのかお伺いいたします。

2点目に、象徴空間周辺整備事業のところ、旧社台小学校を改修して引っ越すことになるわけなのですが、これは引っ越しした段階で、改修が終わった後、今の民族博物館のものがみんな社台小学校に行ったら、いつから国の責任になるのか、社台小学校から戻ってからの責任になるのか、その辺もうちょっと詳しく教えていただければと思います。なぜかという、災害になったときに火災でも何でもそうなのですが、どこがいつから責任を、そこに引っ越してからなのか、それとも新しくできた場所に行ってからなのか、この辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それと、先ほどの山田議員の質問の中でもあったのですが、その間は結局見ることができないですね。一般の人たちも、もちろん学生も見ることができないと思うのですが、そこについてももうちょっと詳しくその期間をどうされるのかお伺いしたいと思います。

3点目に、引っ越しについてなのですが、私は引っ越しに関しては、これは白老町として一大イベントとしてぜひできないのかなと思っているのです。引っ越し大事業というか、アイヌ民族博物館のものを今の社台小学校に引っ越しして、また社台小学校から新しい施設に持ってくる。これは、もちろん重要なものがたくさんありますから、一般の私たちがボランティアで、学生とか、参加できるものではないのですが、ただ例えば町が補助金を出して炊き出しの食材を買ってみんなで炊き出しをして食べるとか、それとか、ごみとかの片づけをお手伝いするとか、前もって研修を受けてこういう荷物はこういうふうにして運ぶのだよ、とやるとか、やはり町民を巻き込んだ上でそのようなことを考えられないのかなと思うのです。そして、もちろんそのときボランティアで汗を流した方々が新しくできた民族博物館、このときに一番最初に招待していただいて、中の見学をできるとか、また一番最初にそこに行ってごみ掃除とか、いろんなお片づけを一緒にできるとか、何かそういうお楽しみがある町民の人たちも自分たちも参加できる機会があるのではないかなとすごく楽しみになるのではないかなと思うのですが、今すぐ答弁は無理かもしれないのですが、できればそんなことも考えていただけるような楽しい事業にしていいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） まず、民族共生象徴空間リンケージ事業補助金につきましてですが、これにつきましては民族共生象徴空間の開設を見据えまして、北海道が中心になって、また官民応援ネットワークがアイヌ文化の情報発信に努めているところでございます。それで、地元のアイヌの人たちについても象徴空間開設後かかわりを持って、アイヌ文化の継承などをより確実に進めていきたいというような考えもありまして、そういう観点からこの道の事業、道のほうでリンケージ事業というのを行っていますが、それとあわせて視察調査ということでアイヌ協会のほうにお願いしたいというふうに考えている事業でございます。

次に、社台小学校の関係ですが、引っ越しの時期であるとか、そのような関係だと思いますが、正直言ってまだ正確な時期は決まっておりませんが、ただ現在の博物館のあるゾーンを改修していくということになりますので、それは国のほうとしては5月ぐらいから始めたいということでございますので、それに間に合うようなスケジュール感を持って進めていく形になるのかなというふうに考えております。

次に、引っ越しの際のボランティアの方々の参加とか、その辺の部分についてなのですが、これについてはやはり運営主体のほうで引っ越し作業とか、また収蔵品によっては扱いがどういう扱いで運ぶのかという部分もでございますので、今あったご意見をお受けいたしました、ちょっと運営主体のほうにそういうような考えがないとか、その辺を相談していきたいなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 2つ目の質問につきまして私のほうからちょっと補足でご答弁させていただきますと思います。

今回旧社台小学校を国のほうにお貸しするというところで、基本的には4月1日から2年間ということで行うとしてございまして、あくまでも貸し主の責任といたしまして、例えば建物の保険ですとか、こちらについては町のほうで計上して保険を掛けるということにしてございまして、実際移ったときにさまざまなトラブルだとか、あるいはあってはならないことですが、火災ですとか、そういった部分については使用者側の責任というところももちろん重要視されるかなと思いますので、その辺につきましてはやはり使う側の責任ということで考えてございます。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） あと、休業期間の活動というか、事業の関係なのですが、以前の調査特別委員会でもお話があったように、工芸品の展示であるとか、そういう部分についてはちょっとどのような方法があるか、いろいろ運営主体と相談しながら検討していきたいと考えているところでございます。あと、現在もチキサニにおいて刺しゅうなどについては展示をしておりますので、その辺の拡充ができるのかどうか、その辺についてもちょっと相談していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 伝承文化の踊りや歌やムックリだとかは、どのようなふうになるのですか。そういうような趣旨の質問だったと思います。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） その辺については、基本的に常時できるという状況で

はございませんので、要望に応じてになります。それで、実際出前で実施したりもしておりますので、場所であるとか、内容であるとか、規模であるとか、その辺は相談に応じて運営主体と相談していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 大体わかりました。ただ、道のリンケージ事業というのがどういうものなのかが、道のリンケージ事業というだけであって、その内容が全然わからないのもうちょっと。というのは、なぜここでしつこく聞くかという、今サンパレスでポリネシアンダンスをやっていますよね。だから、そういうようなものをただ見に行くだけではないと思うのです。だから、その何を成果として見たくて行かれるのかということを知りたかったので、済みませんけれども、その辺もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

それと、休業中のアイヌ民族の方々の踊りとか、伝統文化をやはりどこかで見られる場所を常設するというのも多少考えていただかなければだめかなと。要請があったから見られるというだけではなく、白老で観光客の方々がせっかく来たのに何も見られないということになってしまわないような、何か方法を1つぜひ考えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 北海道で行っている民族共生象徴空間リンケージ事業というものでございますが、これは道内、道外、海外において民族共生象徴空間公開に向けて100万人という目標もございますから、そういうところで各種イベントに参加してアイヌの古式舞踊であるとか、そういうのを実演して理解いただくものであったり、各種PR、啓発資材を配布して道内に呼び込むというようなものでございます。今年度については、道内については平取などで行っておりまして、あと道外では東京などで、基本的にアイヌのイベントに参加するのではなくて、地元のほかの大きなイベントに参加してアイヌを知らなかった人たちに知ってもらおうというような形で実施しておりまして、あと海外については今年度台湾とハワイということでございます。それで、ハワイについても工芸品の展示であるとか、古式舞踊だとかも行います。ハワイに行く際に地元の白老のアイヌの人たちも一緒についていくということでございまして、その中で、北海道や北海道観光振興機構などからもハワイの状況はぜひ地元の方にも見ていただきたいという強い要請もあったものですから、そこはやはり地元の方にも行って、どのように先住民族の方が地元の経済だとか、そういうものにかかわっているのかとか、あとショーがどのぐらい、かなりすばらしいものだと聞いておるのですけれども、どのような演出をしているのかと、そういうようなことを勉強してきていただきたいというものでございます。

○議長（山本浩平君） もう一点あったのです。白老の地で実際にそういう伝承文化のステージがつけられるのかと。

三宮アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（三宮賢豊君） 常設といいますか、実演を定期的に行うだとか、通常業務として行う部分については、社台小学校が不特定多数の方を入れることができないというようなこともございますので、現状ではちょっと難しいことかなというふうに考えてはおりま

す。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 補正予算の中で、まず15ページの地域おこし協力隊の活用事業、これ新年度の予算審査でかなり議論もされています。そして、新年度前の3月に募集を始めるよと、こう前向きにやっています。私否定しているわけではないですけども、ぜひ事業効果を期待していたのですけれども、29年度4名募集するところが1名になったのかな。そして、28年にいる人が1名やめたと。それだけの事業だったのですけれども、事業を推進するよという答弁があったのです。募集に当たって、十分事業効果を発揮するために他の町村も募集しているけれども、やっぱり人材がないよと、だから、十分に精査してやってくださいと言ったら、そういう答弁あったのです。結果はこうなったのですけれども、その退職も含めて原因とこれに伴う事業効果がどうなのかなということをお聞きします。

それと、当初予算で大体1人当たり400万円の経費だよということで8人分計上しているのですけれども、今回補正で減額はしているけれども、何か若干数字が、補正の額がどうなっているのかなと疑問があるので、減額の積算根拠がまずどうなっているのかということです。これ大きな事業ですから。

それと次に、23ページの町立保育園の運営経費です。これ3名増員ということになっていますよね。まず、この中身です。どういうことの3名なのかなということと、民間では補充がなくてもそれなりにやりくりしているのだけれども、うちは3名ということによって来ているのです。それともう一つ、12月補正ですよ。ということは、議決後に執行されますよね、人を募集したりして始まるはずですよ。だけれども、これから議決後見ても3カ月強になるのだけれども、この額からすると金額相当な額になっているので、よほど特別な資格を持っている人の採用になるのかどうか、その辺の積算。それで、これ過去には国から措置してやったけれども、今多分交付税か何かで振りかわったのですけれども、財源がどういうことになるのか、こういうことです。

次の27ページ、公民館管理の運営費です。萩野公民館の火災復旧工事、これ内容的なことはわかりませんが、町長の行政報告もなかったし、ぼやという報告だけあったのですけれども、多くの人が集まるところですよ。それで、消防長にお聞きしたいのですけれども、先般の説明で9月25日に物品庫の火災があったと、こうありましたけれども、火災発生の通知から鎮火までの経緯と多分現場検証をしていると思うけれども、その結果についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 先に私のほうからお答え申し上げます。

9月25日の火災でございますけれども、消防覚知が10時01分でございます。これは、携帯119で入電しております。消防隊の出動が03分、現場到着が06分ということでございます。火災の規模につきましては、3.6平米焼損のぼやということでございます。当日施設を管理している方々が草刈り作業中だったということで、対応が非常に素早く、消火器で初期消火を成功しておりますので、消防隊が4隊出ておりますけれども、消防隊の放水はございません。鎮火時間は10時12分、これは最終的に現場指揮者がもうこれ以上燃え広がらないというのを判断したという時

間が10時12分でございます。

原因につきましては、残存物からちょっと特定できないよう状況でございました。苫小牧警察署とともに火災原因は不明ということで共通した結論に達しております。ただ、事件性はないものと推測をしております。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 町立保育園経費の臨時保育士の賃金の増額補正についてのご説明をいたします。

今回は、3名の臨時保育士を増員ということにいたしました。各保育園は、児童福祉施設の最低基準に基づきまして保育士を配置しておりますが、今年度につきましては最低基準に基づいた配置をした上で、ちょっと配慮を要する子供さんが多かったということで、さらに各園1名増員したということでありまして。また、障がい児保育、加配のつく臨時保育士なのですが、当初2名を見込んでいたのですが、今年度1名増ということで、合わせて3名の増ということで今回増額補正をいたしました。これの財源につきましては、全て一般財源ということになります。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 15ページの地域おこし協力隊の減額の件でございますけれども、まず原因と事業効果という部分でお話をいただきました。特に募集について、応募ですけれども、応募のほうは実際ことし7名の申し込みがございまして、そのうち採用に至ったのは1名ということでございますけれども、残りの申込者については本人からの辞退も含めて、条件的に将来的な部分、3年後も含めた中で面接等もしておりますけれども、いろんな諸条件が合わないということも含めた理由で採用は1名ということになってございます。

それと、もう一名やめた部分、28年度の方が1名やめた部分につきましては、退任の理由としましては今後白老以外の部分でも、まちづくりの移住定住という役割で白老の魅力を高めるというような活動をしていただいておりますけれども、ご本人の事情というか、ほかのまちでもイベント出展などの活動に集中したいということもございまして、退任されてございます。その時点ではまだ白老に住みながら活動をしたいということで、今もそういった活動を中心にやっております。

事業効果としましては、大きく今活動されている部分につきましては、外国人の旅行客への市場調査だとか、ツアー造成ということ、それと多文化共生の事業、地域の方々とかわりながらそういった部分での完成品も原課とも協力しながらつくっているということが成果かなと思います。それと、生活支援のほうもいろんな、今高齢者介護課のほうで地域サロンの取り組み、こういったものもしておりますので、そちらで精力的に活動をして、地域とのつながりを持ちながら活動をしていただいて、そういった今のうちのまちの課題であるといった部分の解決に向けてさまざま取り組んでいるという状況でございます。

積算の根拠でございますけれども、基本的には4名の賃金とか共済費、報酬の部分、そちらの部分の減額、それは人数に応じた減額という形がまず1つでございます。基本的に1人当たり大体250万円程度の本人に渡る部分の金額がございまして、そちらについてまず減額したの

が1つと、中間支援団体の委託事業ということがございまして、こちらについては幾つかあるのですけれども、特に職員の個別に対応する部分、こちらの事業について、大きく言うと生活相談とか、悩み相談とかいう部分で個別に対応しなければならない部分と、一堂に集めてやる活動報告だとか、募集の部分もそうですけれども、全体としてやる部分、こちらについては減額しませんで、先ほど冒頭に申し上げた個別に対応する部分、こちらの部分について当初予定していた、例えば人工の部分です、96人工の部分で43人工というような形で月数に応じて減額するというような形で委託料の減額をしております。金額的に言うと、当初中間支援団体については421万2,000円ということで委託料を考えていましたけれども、変更後は365万円ということで、差し引き56万1,600円の減額ということの内容でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず先に、保育所の関係、私が言っているのは3月以降ではなくて、それではこれはもう前倒しでやっている分を今回補正したという形でいいですか。本来予算というのは、議決してやるはずなのです。議決を得ないで前に予算を食っていたということですか。足りない分をどこから持ってきて、既存の賃金を使ってやったということですか。それで、大事なことは、やっぱり最低基準に基づかなければいけないと言っているわけでしょう。それだけ発生した部分にしたって、それは予算をつけてやるのが筋だと思うのだけれども、なぜおくれたのかということですか。

それと、300万円の額ですから、これは多分私間違ったら困ると思うけれども、措置費の関係が国の制度で多分交付税の中で算定されるようになったはずなのですよね。そうすると、300万円で最低基準の部分で臨時職員を採用するとなれば、その部分の交付税の見合いがあるはずだと思うのです。その辺の基準がどうなっているか。ただありませんよという話にならないと思います、50万円、30万円の話ではないですから。今課長言ったように、最低基準の中でこういうことをやっているということですから、やっぱりその辺の制度上の予算の使い方、財源の入り方、ちゃんと整理して説明してください。

それと、地域おこし協力隊、私が聞いているのは1名途中でやめるのは3月ですから、実績が次年度に影響あると思うのです。3名さえできなかつたですよ。それで、当初予算のこの事業目的、事業概要から見ると、現実に観光が2名、林業が1名、和牛生産振興に係る1名、これは非常に白老町にとっても大事な部分ということを書いていましたけれども、このうち1名の採用がどの部分なのか、そして仮に7名来たときにどういう部分で来たのだけれども合わなかつたのかということをやちゃんと整理して説明してほしいのです。そうでないと、本当にその事業がどうなのだと、これは、悪いけれども、国の仕事ですから、うちは特交が入るからやるという話なのかわかりませんけれども、そういう部分です。もっと説明してください。

それと、私これ補正予算だからあえて細かいこと言うのです。本当は言いたくないのだけれども、これ大事な仕事だから。それで、大きな減額ですよ。また3月も出てくると思うけれども、ほかの事業で。ということで、節で見ると旅費は当初225万円が今回80万円しか出ていないのです。先ほど4人分の見合いで減らしたと言っているけれども、委託料は433万6,000円が62万1,000円しか落ちていないのです。使用料、これ車とか、いろんな使用料ですけれども、263万

4,000円が89万9,000円しか落ちていないのです。これどこかの仕事に流用されているのかどうか、1人当たりの単価から見るとちょっと額が違ってくるのです。それで、財政課長に聞くけれども、これは特別交付税の3月分交付の見合い分だと言いましたよね。そうすると、全部で当初予算が約3,200万円の計上なのだけでも、この分3,000万円は特交で入るということで、この前の説明では3月分で歳入を見ていますと言っていましたよね。一般質問では、同僚議員から全体の交付税についてあったけれども、それは別として、そういう部分でやっているから、この見合いがではどうなるかという部分でございます。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 申しわけございませんでした。

まず、ことしの4名のうち1名だけですけれども、この1名につきましては観光の担当で、今現在馬を生かした観光プログラムをつくりたいということで活動をしてございます。あと、農業と林業の部分でございます。そちらの部分につきましては、採用の部分なので、詳細についてはちょっと言えないのですけれども、なかなか事業、実際には和牛の部分の方はいなかったかなと思うのですけれども、林業の部分ではいたのですけれども、そういった部分がどちらかという今うちの事業組み立てで考えていた部分と本人の希望というところがマッチングしていなかったということが特に大きな点かなというふうに思っております。

それと、積算の関係でございますけれども、旅費につきましてはご本人の通勤費だとか、そういうものを含めた部分と当該研修のための各種視察だとかなのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 基本的に特別交付税の範囲内、1人400万円というのが決まっておりますので、賃金などの本人に行く部分、共済費の部分を除きまして、旅費、研修費だとか、そういったものを活動費として組み入れておりますけれども、そちらの人数見合い、あくまでも1人400万円という範囲内の積算をしておりますので、ちょっと個別にはないですけれども、そちらの部分で人数見合いということでの減額という考え方でしておりますので、ちょっと個別の積算という部分におきますとあくまでも当初予算と比較してですけれども、基本的に400万円の活動費の中で人数見合いの積算というのが基本的な出し方というふうにしてございます。

○議長（山本浩平君） 今前田議員の質問の中で、先ほど観光という話がありましたけれども、これが例えば観光協会に派遣しているのか、それとも経済振興課に派遣しているのか、企画課でやっているのか、具体的にこういったことをやらせていますよというようなことを求めているので、もうちょっと具体的にお答えできませんか。観光に使っているよということであれば、

そういうような質問ですから。

森経済振興課長。

○**経済振興課長（森 玉樹君）** ことし採用させていただきました方につきましては、6月1日から活動開始していただいております。この方もともと環境のコンサルタントをされていた方で、いろんな知識もありますし、ネットワークも持っていらっしゃる方でした。まずは、やはり当たり前なのですけれども、まちのことを知っていただくですとか、まちの中の観光協会もそうですし、いろんな方とお知り合いになって、そこから3年後を目指して、卒業のときを目指して何できるかという組み立てをしていかなければいけないと思いますので、まずは地域、まちのことを知ってくださいといったところでいろいろ動いていただいております。そんな中で、例えば9月のTOBIU CAMPなんかにも参加してスタッフとして活動をされたりしています。もう一つ大きいのは、馬を保有してございまして、その馬を切り口に、例えば白老の中でホースセラピーといった取り組みができないかですとか、そんなようなことも今考えて取り組んでいただいているところでございます。

籍としましては、役場のほうには直接的な籍ですとか、観光協会に直接毎日行っているですとか、そういう状態ではございません。ある種勤務時間は基本的に我々と同じ勤務時間といった部分を守っていただきながら活動はしていただいているのですけれども、籍を役場ですとか観光協会に置いているという扱いはございません。活動の状況は、そういったような状況でございます。

○**議長（山本浩平君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 私のほうから町立保育園運営経費の関係をお答えいたします。

まず、臨時職員の採用の関係ですけれども、前田副議長おっしゃるとおり、今回改めて増員という部分であれば、その段階で予算措置した中で、補正予算等を提案した中で採用するというのが本来のあり方だなというふうに思っております。原課といたしましては、予算の範囲内ということで、早急に採用せざるを得ないという状況の中で採用したということであったと思われませんが、それにつきましては私どもの財政担当の指導もいまいちきちっとやっていなかったというところもありますので、今後におきましてはその辺は情報共有しながら、予算措置をきちとした中で、議会のご理解をいただく中で事業を推進していきたいというふうに考えてございます。

それから、普通交付税の関係でございしますが、現在普通交付税の算定台帳がちょっと手元にございませんので、この辺の算定がどのような形で行われているかというのは詳しくご説明はできないのですけれども、あくまでこの普通交付税につきましては、基本は園児数です。これに対して国から一般財源化になりましたので、その前の措置費見合い分がいろいろ交付税で算定されるということになっておりまして、そのほかに障がい保育ですとか、そういった部分が補正係数で加えられているというようなことでございますので、今回の3名臨時職員を採用したからといってその分が直接普通交付税の算定に反映されるかということ、そういうことではございませんので、これはやっぱり算定後にどのぐらい入ってきたかというのをもう見定めるしかないということで考えておりまして、今回はあくまでも一般財源で提案をさせていただきます。

たいというふうに考えてございます。

それから、先ほどの地域おこし協力隊の特別交付税の件でございますが、これはあくまでも1人400万円という上限で8名分という想定のもとに当初予算で3,200万円、おおむね3,000万円の増額をさせていただいておりますが、今回8名が4名になったということで、これは報告段階では4名ということで報告せざるを得ませんので、あくまでも半分の1,600万円分については減額要素ということになります。ただ、この分最終的に特別交付税の総額を含めて減額補正が必要かどうかというのは後ほど判断させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 再三申しわけないですけれども、確認しましたところ、本来当初予算3,200万円ですから、半分なくなるわけですから1,600万円ということの減額があってもいいのではないかなというようにことだと思っておりますけれども、そちらの部分については、一応うちとしましてはまだ今後募集事務が続くということで、この旅費等がそうなのですけれども、募集の中には実際に職員も行って、地域おこし協力隊員も一緒に、例えば東京だとか、そちらのフェアに参加しているということで、そちらについては留保させていただいているという部分がございます。

それと、中間支援団体の部分についても本来減額が200万円ぐらいとなる部分でございますが、こちらについては募集の関係と人工見合いということで、先ほども話しましたように基本的には人が減ったから業務が減るといふ部分と人が減らなくても一括してやる部分については例えば4人でも8人でも金額的には同じという部分を踏まえまして、中間支援団体の人工として1日当たり9,800円で計算しているのですけれども、その部分の見合いを業務にかかわる部分、当初予定していました部分の金額を削って、56万円の減額というふうになってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は余り細かいことを言いたくないのだけれども、先般の一般質問でも私を初め同僚議員もやはり政策過程、政策形成の中でどう効果を生むか、当然政策評価って出てくると思いますが、そういう意味で私も含めて聞いているのです。それと、今の財政課長の答弁でもありました保育関係もやっぱりちゃんとルールに従って財政を執行してもらうという、行政の中に文化を育てていかないと大変なことになると思うのです。私はそういう意味も含めて話をしているのです。そして、これは理事者の方に認識してもらわなければ困るのだけれども、そういう部分で財政、予算を執行する、あるいは要求云々、補正予算だからいいというものではないのです。ぜひその辺を認識してほしいと思っております。

それで、私言っているのは、あえて予算の補正の減額、きょう補正予算だからどういう根拠かと聞いたのだけれども、やっぱりそういう部分もちゃんと最後に詰めていかないと、本当にやった事業効果はどうだったということが出てこないのです、漠とした答弁では。私聞いているのは、4名から3名来なかったよと。だから、今言ったように観光の部分は1名だけれども、では林業、和牛生産、和牛生産はここにいませんけれども、言いましたよね、私。今白老町の畜産振興においてどうなのだろうと。指導員も必要ではないか。町の答弁は、地域おこし協力隊で和牛生産、農業の係を入れますと、こう言ったのです。そういう部分で、ではこれがここ

に書いていますよね、効果が、何を指すかと。では、この部分がどのように効果がなかったのか、どうフォローしたのかということをお聞きしているのです。そういうふうな形で補正予算を出すときにこれだけの、事業がだめだったから追及しているわけではないですから、事業の効果がこういう形でこうだったのだよということをやっぴりちゃんと私たちにわかるように説明してほしいのです。それがやっぴり政策形成の最後の政策評価につながってくると思うのです。そういうことが大事ではないのかなということも含めて言っていますので。それで、あえて言わせてもらうけれども、財政課長は補正予算のやつを4人割合というけれども、答弁からいけば6月の採用ですよ。そういう部分も含めればこの補正予算の減額の数字が若干どうか、こう私は思って質問しているのです。

最後に、林業、和牛、これがなかったことに対する、町が当初事業をこうやりますよと言ったことの成果がなかった、この部分についてはどう考えるかということをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） まず、和牛生産の関係につきましては、ご承知のとおりこの地域おこし協力隊は一つの手法としての取り扱いの中で、今生産現場の中でさまざまな課題を踏まえながらこの地域おこし協力隊を募集していた状況でございます。採用に至った状況でいきますと当然生産現場の中で安定した生産環境が労働環境も含めていろんな角度で補えた可能性はあったということなのですが、結果として採用はできなかった状況でございましたので、現状の中で生産現場のほうを回していかざるを得なかったという状況でございます。地域おこし協力隊の採用がなかったことの中で、並行してヘルパー制度の充実を図る上で既存のヘルパー組織の取り組みを強化できないかというところは関係組織と対応をしましたり、ハローワーク等にも求人を出したとしてもなかなか来なかったという現状があつて、ことしは非常にそういった担い手対策のほうについては和牛生産現場の中で成果が出なかったというところで、引き続きこの関係については30年度に向けて現在も継続検討している状況でございます。

それから、林業に関しましては、各企業さん、それから森林組合、個人の自伐型の林家さんのほうと色々な角度で担い手対策を進めている状況の中で地域おこし協力隊ということですが、広域的にも林業の担い手が不足しておりまして、全体の中で東部地区では今担い手協議会、広域の組織を企業、それから森林組合、行政機関、ハローワークも含めた中でことし立ち上げております。そういった調査研究を踏まえながらこれからも進めていくところで、町のほうでも地域おこし協力隊ということで募集をかけていった状況なのですが、結果として2名の方から応募いただいたのですが、残念ながら採用にまで至る状況ではなかったということで、私どももちょっと残念なところではあるのですが、まずは年度の中で1つ区切りをさせていただいて、30年度に向けてまた再度検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 政策効果ということですので、その視点でお答え申し上げたいと思います。

ただいま個々の部分は担当課長が申し上げたとおりなのですが、この事業、やはり地域おこし協力隊という大きい視点で、これを事業化したいという予算を上程申し上げて可決いただい

たわけです。そういう部分で結果、試験云々は別として、結果として3名採用できなかったという部分は、1つは職員であったり、あるいは関係機関、関係団体にその部分は負担を強いてきたという部分は実態にあると思います。その結果は重く受けとめて、政策議論をしっかり高めて、ただ採用にならなかったから流すのではなくて、今回の事実をきちっと受けとめて、次にやっぱりそういう部分をしっかり捉えた政策展開をしていきたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）の質疑を承ります。質疑がございません方はどうぞ。

10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 10番、本間です。25ページの防災行政無線施設管理経費、これ300万円ぐらいついていますが、説明では9月の雷で故障したのではないかということだったのですが、それで代替の伝達方法を考えてやるとは言っていましたが、これもうちょっと詳しくどのようなことを、今恐らく故障中だと思いますので、町民の方にどのような伝達方法をやっているのか、その辺まず。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 北吉原8区町内会のふれあいプラザの防災行政無線ということなのです。それで、9月の後半なのですけれども、5時のチャイム鳴るのですけれども、その音がゆがんでいたということで、連絡をすぐにもらって、点検してもらった結果、今のお話の雷ではないかという、中の部品が焼けているということがわかって、それで急遽修理という方向になったわけなのですが、ただどうしても部品等の手配もかかるということもあるものですから、ちょっと時間がかかっています。それで今議員のお話のとおり、すぐ町内会の会長さん初め役員の方皆さんにご相談しまして、当分の間、こういう事情なので放送が鳴らないということで、そういう状況の中で万が一のときにはやはりこちらのほうからファクスでご連絡するか、町内会長さんにお電話でその状況をお伝えするだとか、そういう対応はさせてもらうという中でご了解をいただきながら、町内会の会員の皆さんにも回覧等でそういう状況もお知らせして対応をとらせてくださいということのご相談もしまして、急遽ですけれども、そういう中で対応させていただいております。すぐに修理をするという状況のこともお話をしまして、ご了解をいただきながら、今そういうような対応をさせていただいている、ということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。当然これ確実に雷であればということで、いろいろ今後の対応の仕方、対策の仕方があります。そもそも防災無線はある程度高さがあります。当然雷によって被害を受けるという可能性は大きいということで、まず避雷針がついていたかどうかと

ということです。当然あるとは思いますが、では避雷針の効果はなかったのか、また例えば雷の直撃を受けたときに、要するに被害が出ないような、そういう仕組みだったのか、その辺がちょっとわからないので、原因がまだはっきりしていないかもしれないですが、今後のためにやはり各町内会にたくさん防災無線がありますので、当然雷の被害というのも考えられますので、その辺ちょっとまちの考え方をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 避雷器ということで、雷が落ちて相当の過電流が流れるときは、その機器が故障しないように、アースで下に流すという、そういうものについてはということなのですが、私も専門ではないですけれども、雷の大きさですとか、そういう状況によってはやはり機器に影響するということはあるということなのです。防災行政無線については、きちっと町内の事業者さんにそういうことも含めて点検はしてもらっているのですが、たまたま今回の事象の発見というのはその点検後にそういうことがわかったので、その後すぐにそういうような対応をさせてもらっているということです。ですから、聞こえないという、もしくは聞こえづらい、そういうことがある場合、やはりそういうことも当然考えられますので、十分その辺の点検はしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

○10番（本間広朗君） 本間です。原因がちゃんとわかればいいのですけれども、やはりまちとして本当に雷なのか、機器が例えばショートして壊れたのかというのもしっかりと原因を究明して、今後のためにやはりそういう部分においても点検をしていかなければならないと思うので、ぜひまちのほうでもやっていくべきだと思いますが。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 点検の状況では、一部の機器が焦げているという状況から、専門事業者さん、電気の事業者さんの話ではやはり雷だろうということの判断ですので、実は町としてそれ以上の全ての原因を究明するということまでは至っていませんが、基本そういうことはあり得ることですので、そういう判断を今現状しているということでありまして。単なる機器の故障だとか、ショートという、そういうものではないという判断をとってございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成29年度白老町一般会計補正予算（第6号）、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,080万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議3—1をお開きください。議案第3号でございます。平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,908万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別

会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

藤澤港湾室長。

○**経済振興課港湾室長（藤澤文一君）** それでは、議4—1をお開き願います。議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,268万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（山本浩平君）** 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例
に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○**議長（山本浩平君）** 日程第10、議案第8号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 議 8—1 をお聞きください。議案第 8 号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月 8 日提出。白老町長。

本文につきましては朗読を省略させていただきます。

議 8—2 をお聞きください。附則でございます。

（施行期日）

第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 項、この条例の施行前にこの条例による改正前の白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例第 1 条の規定による企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第 3 項の規定による承認（旧法第15条第 1 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画については、なおその効力を有するものとし、当該企業立地計画に従って設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正）

第 3 項、白老町企業等立地促進条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の表第 3 条第 1 号の助成の項中「白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を「白老町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に改める。

（白老町企業等立地促進条例の一部改正に伴う経過措置）

第 4 項、前項の規定による改正後の白老町企業等立地促進条例第 6 条の規定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき固定資産税の課税免除を受けた者に適用し、旧法の規定に基づき固定資産税の課税免除を受けた者については、なお従前の例による。

次に、議 8—3 をお聞きください。議案説明でございます。企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、地域経済牽引事業に供する施設を設置した事業者に対する固定資産税について課税免除の措置等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
白老町企業立地の促進に係る固定資産税の	白老町地域経済牽引事業の促進に係る

特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画に定められた法第5条第2項第2号の区域（白老町の区域に限る。以下「同意集積区域」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

税（省令第5条第2号に規定する固定資産税に限る。）について、新た

に課すこととなった年度から3年度分に限り、免除する。

(固定資産税の課税免除の取消し)

第4条 略

(1) 企業立地計画の承認が取り消されたとき。

(2)～(6) 略

固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画に定められた法第4条第2項第1号の区域（白老町の区域に限る。以下「促進区域」という。）における地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

なった年度から3年度分に限り、免除する。

(固定資産税の課税免除の取消し)

第4条 略

(1) 法第14条第2項の規定により、承認地域経済牽引事業計画の承認を取り消されたとき。

(2)～(6) 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する

条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 工事請負契約の締結について（平成29年度施行 バンノ沢川砂防工（第2支溪））

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の締結について（平成29年度施行 バンノ沢川砂防工（第2支溪））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議9—1お聞きください。議案第9号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成29年12月8日提出。白老町長。

1、契約の目的、平成29年度施行、バンノ沢川砂防工（第2支溪）。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、8,100万円。

4、契約の相手方、道南総合・田中特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町川沿3丁目1番23号、道南総合土建株式会社代表取締役社長、道見みちる。構成員、白老郡白老町字社台139番地7、株式会社田中組代表取締役、田中正樹。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

次のページ、議案説明でございます。1、工事場所、白老町字白老782番1（白老駐屯地内）。

2、完成期限、平成30年10月31日。

3、工事概要、砂防堰堤工1基、流路工1カ所。

バンノ沢川砂防事業は、平成7年度から平成21年度にかけて流路工及び床固め工の河川整備を実施したバンノ沢川及び西バンノ沢川に対する土砂の流出防止を図るため、降雨時における当該河川への雨水流出経路である支溪にて、砂防堰堤及び流路を整備するものである。バンノ沢川及び西バンノ沢川で、砂防堰堤17基及び流路19カ所の整備計画があり、平成29年度事業では西バンノ沢川1支溪を施行するものである。

（1）、砂防堰堤工、本堤、堤長41.2メートル、堤高8メートル、側壁、延長10.57メートル、水たたき、延長9.72メートル、垂直壁、壁長13.5メートル。

（2）、流路工、延長21.92メートル。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 工事請負契約の締結について（平成29年度施行 バンノ沢川砂防工（第2支
溪））、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第12、報告第1号 定期監査の結果報告について、報告第2号 例
月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により
及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定によ
り、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号、報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎産業厚生常任委員会の審査報告について

○議長（山本浩平君） 日程第13、産業厚生常任委員会の審査報告について、陳情第2号 町
道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書を議題に
供します。

本件については、平成29年定例会11月会議において産業厚生常任委員会に付託いたしました
が、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査結果を白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により次
のとおり報告いたします。

1、件名、陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書。

2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字竹浦208番地30、竹浦日の出町内会会長、岩崎悦三。

3、審査の経過。

平成29年11月6日に再開された平成29年白老町議会定例会11月会議において本委員会に付託されたので、平成29年11月24日及び12月7日に委員会を開催し、現地調査の実施や町担当課からの説明を求めるとともに、陳情提出者を参考人として招致し願意を聞くなど慎重に審査した。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、審査意見。

本陳情については、本陳情書に記載のある「町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川（以下当該河川）」及び周辺の現地調査を行った後、提出者を参考人として招致し願意を確認した。提出者の願意は、平成29年9月18日に通過した台風18号がもたらした当該河川の増水により飛生線が冠水し、往来に支障が生じたため、町に対し治水対策を要望するものであった。

陳情者によれば、当該河川氾濫は以前から見受けられたものの、特に近年はその災害傾向が著しいため、本陳情に至ったとのことであった。

担当課からの説明を求めたところ、担当課としては道路冠水までに至る氾濫傾向は承知していないとのことであったが、当該河川付近の開発進展や近年の気候変化により飛生線の冠水被害は発生傾向にあり、担当課としても当該河川の河床掘削や一定の築堤など、所要の対応を検討しているとのことであった。

当該河川の氾濫は飛生地区の住民の生活、生命財産の安全性を脅かすものであることはもちろん、地区の事業者にも欠くことのできない飛生線の往来に大きく影響を与えるものであることから、近年の災害傾向と当該河川氾濫対策の重要性を鑑み、本陳情については採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま産業厚生常任委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書、委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

◎産業厚生常任委員会の審査報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、産業厚生常任委員会の審査報告について、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書を議題に供します。

本件については、平成29年定例会11月会議において産業厚生常任委員会に付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託された陳情の審査結果を白老町議会委員会規則第45条第1項の規定により次のとおり報告いたします。

- 1、件名、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書。
- 2、陳情提出者の住所及び氏名、白老町字竹浦208番地30、竹浦日の出町内会会長、岩崎悦三。
- 3、審査の経過。

平成29年11月6日に再開された平成29年白老町議会定例会11月会議において本委員会に付託されたので、平成29年11月24日及び12月7日に委員会を開催し、現地調査の実施や町担当課からの説明を求めるとともに、陳情提出者を参考人として招致し願意を聞くなど慎重に審査した。

- 4、審査の結果。

趣旨採択すべきものと決定。

- 5、審査意見。

本陳情については、敷生川上流当該地域の現地調査を行った後、提出者を参考人として招致し願意を確認した。提出者の願意は、平成29年9月18日に通過した台風18号がもたらした大雨により敷生川上流部が一部氾濫し、付近が冠水、住民が孤立するなどの被害が生じたため、町に対し治水対策を求めるものであった。

陳情者によれば台風18号の来襲後、孤立した住民を訪問しようとしても、敷生川の冠水で乗用車で進入すらままならないほどの浸水であったとのことである。

また、敷生川氾濫の対策として、かつてより古い築堤は存在していたものの現在では決壊しており、本件の冠水を招いた氾濫の源は、この決壊によるものであるとの見解が陳情者より示された。

担当課からの説明を求めたところ、本件に関する被害は把握しており、孤立住民からの実態聴取や決壊堤防の状況などの調査も行っているとのことであったが、敷生川は北海道管理河川であり、町としては北海道に対し、被害の実態を報告し治水対策を求めている状況とのことであった。

本陳情は町に対し北海道管理河川の治水対策を求めるものであり、審査では願意の処理の権限がないため採択は困難との意見が出された。しかし、住民が氾濫・冠水で孤立するという、町民の生命財産に脅威を与える災害の発生は事実であり、この深刻な課題を解決したいという陳情者の願意は十分に妥当であり、町は河川管理者である北海道に対して引き続き治水対策を要望すべきとの見解で審議の一致を見たことから、本陳情については趣旨採択とすべきものと決定した。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま産業厚生常任委員会委員長から報告がありました。この委員長報告について質問がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書、委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、陳情第3号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第15、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、関係機関への挨拶等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第16、意見書案第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守る

ことを求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

政府は平成30年度の診療報酬についてマイナス改定にしようとしている。これが実施されたなら、実質的には3回連続の引き下げとなり、安定した病院経営を脅かし、患者に必要な医療を提供する仕組みを揺るがし、医療の質の低下にもつながりかねないものである。26・28年度の2回連続で診療報酬の実質引き下げをしたことによる影響はきわめて大きい。厚生労働省が11月8日発表した、医療機関の経営状況を調べた2016年度の医療経済実態調査によると、精神科を除く一般病院全体では利益率がマイナス4.2%の赤字で、15年度から0.5ポイントの悪化、1967年度の調査開始以来、3番目に低かったことが明らかになった。一般病院のうち国立の利益率はマイナス1.9%、とりわけ大きいのが、都道府県立などの公立病院がマイナス13.7%という赤字で深刻な状況に陥っている。公立病院への交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切りかえたことによって、地方交付税による財政措置額が減少し、僻地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっており、医師・看護師不足のために、一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念される。地方の医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねない。

よって、国においては、地域診療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 診療報酬の連続引き下げは行わないこと。
2. 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
3. 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長(山本浩平君) 日程第17、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

[総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇]

○総務文教常任委員会委員長(小西秀延君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、町史編さんについて。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

(1)、町史編さんについて。

本委員会は、町史編さんについて、担当課から説明を受けて、現状と課題を把握し、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告するものである。

現状。

①、新白老町史(平成4年11月3日発行)の編さん経過について。

昭和57年に町史編さん委員会条例を制定し、昭和59年度から資料の収集を開始した。翌年、昭和60年に町史編さん室設置に関する規定を制定し、総務課に白老町史編さん室が設置された。昭和61年12月に町民12名を白老町町史編さん委員会委員に委嘱し、平成4年11月3日まで計39回の委員会が開催され、新白老町史発行に至った。

経費としては、印刷製本・委員会報酬・嘱託職員給与など約5,430万円を要した。

②、「新白老町史」以後の町史編さん方針について。

ア、目的。

「新白老町史」はおおむね昭和の終わりまでの資料となっており、発行以来25年が経過し、その間の各地域の暮らしぶりやまちづくりに関する貴重な資料や情報が損なわれないよう、収集し後世に伝えることが、喫緊の課題となっている。そのため、(仮称)『白老町平成史』(以下「平成町史」という)の編さん事業が検討されている。

イ、編さん方針について。

・平成元年度から平成30年度の平成史を中心に編さん。

- ・町内外の諸研究を参考とし、各分野における最新の成果を盛り込む。
- ・調査研究及び資料収集については、町広報や町ホームページなどを用いて情報発信し、広く町民からの知識や情報の提供を求める。
- ・町史編さん事業を通じて収集した資料は、編さん後も後世に伝え、活用できるよう配慮する。

③、平成町史の発行。

平成町史は、町政施行70周年の節目に当たる平成36年度に発行を検討。編さん事業の庶務は総務課において処理することとし、平成30年4月から体制を整備する。編さん業務は、限られた期間であることから業務の効率を図るため、資料収集、編さん作業等の業務委託を検討する。課題。

①、資料の蓄積と編さん体制の課題。

平成4年の「新白老町史」の編さん以後、資料編さん室の開設がなされなかったため、資料の整理ができていない状況にある。今後も資料の管理は重要となることから管理方法の確立が求められる。

また、貴重な資料の取り扱いとなるため所有者とのトラブルを避ける方策も必要と考えられる。

②、新白老町史の訂正等。

見解の相違や事実と違う史実の記載がないかどうか点検の必要があるのではないかと委員からの指摘があった。

③、平成史となる新たな町史編さんの課題。

平成町史の編さんには、幅広い知識と多くの人脈を持つ、すぐれた人材が必要不可欠となる。今後の人材育成にも配慮が必要である。

委員会意見。

本委員会としては、町史編さんについて人材の登用が非常に重要であると考え。町史はさまざまな歴史、幅広い分野においての史実が明確に記載されることが必要であるとされるが、編さんにはそれらに見識の深い人材の確保が強く望まれる。また、次回以降の編さんも想定し、編さん委員会の委員の年齢構成にも配慮し、若い人材の育成に努めることも必要であると考えられる。

平成町史の発行は、刊行物（図書）や電子データなどが考えられるが、刊行物としての必要性は排除できないと推察される。その際、フォントサイズ（文字の大きさ）にも配慮が必要である。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、町営住宅の現状と今後の方向性について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

(1)、白老町の住宅。

①、町内住宅の概況。

住宅に住む一般世帯数は平成7年の8,110世帯から平成27年では7,749世帯と減少傾向にある。

持ち家に居住する世帯は平成7年の5,848世帯から平成27年で5,822世帯と世帯数は微減ながらも全体割合としては増加、公的借家等に居住する世帯は平成7年の905世帯から平成27年で864世帯と世帯数、全体割合ともに微減、民間借家に居住する世帯は平成7年の766世帯から平成27年で742世帯と世帯数は微減したものの全体割合は微増している。

②、公営住宅の状況。

町で管理する公営住宅等は、平成29年5月現在、12団地、153棟、999戸となっており、このうち耐用年数超過戸数は483戸と管理戸数の48%を占めている。

③、公営住宅の入居者の状況。

平成29年5月現在、公営住宅の入居者数は1,519人、入居世帯数は828世帯となっている。詳細については別表1に記載のとおりであります。

(2)、住宅施策の目標及び展開方針。

①、住宅施策の基本理念。

町では、「第5次白老町総合計画」の中で「みんなの心つながる 笑顔と安心のまち」を将来像として定めており、都市計画マスタープランでは、住宅・住環境の基本的な方針として、「良好な住宅整備と供給、良好な住環境の創出」を定めている。

このような上位計画や他の関連計画を踏まえ、「誰もが豊かに いつまでも住み続けられる しらおいの住まいづくり・まちづくり」を基本理念として、子供からお年寄りまで誰もが安全・安心にいつまでも住み続けられる住まいづくりと良好な住環境整備を進め、定住・交流人口の増加を図っていくこととしている。

②、基本目標及び展開方針。

基本理念に基づき、4つの基本目標を設定し、各施策の展開により具体化を図ることとしている。

基本目標は、安全で安心に暮らせる住宅・住環境の整備として、少子高齢化が進む人口減少社会において、高齢者の単身・夫婦世帯、障がい者世帯、子育て世帯がこれまで以上に安全に安心して暮らすことができる住宅・住環境づくりを目指す。

地域活性化と定住の促進として、借り上げ公営住宅等を建てるなど中心市街地再生を進めるなど地域活性化を図り、産業誘致施策と連動した住宅あっせんや就業者への住宅・宅地供給を進めるとともに、移住の促進に向けた住宅関連情報の提供と住宅確保を目指す。

住宅関連産業の振興として、住宅新設が減少する一方、公営住宅、民間住宅の老朽化対応・耐震対応・省エネルギー対応など多様なリフォーム及び解体事業の増加が予想されていること

から、事業者が連携し良質なサービスの提供が求められる。また、高齢世帯の増加から、除草・除雪・清掃事業や買い物代行などの居住サービス事業が必要になっていることから、安全安心な住生活を維持するため住宅関連産業の振興を目指す。

環境対応型住宅の整備促進として、現在、地球温暖化防止のため二酸化炭素削減の取り組みや環境保全、環境負荷低減のための取り組みが各分野で進められており、住宅分野においても省エネルギー住宅等の普及並びに太陽光を初めとする再生可能エネルギーの活用による環境対応型住宅の整備促進に努める。また、良質な地域材の活用や森林バイオマス製品等の活用を促進するとしている。

それぞれの基本目標における展開方針については記載のとおりであります。

(3)、委員会の意見。

町営住宅は、老朽化や耐用年数超過、近代的設備導入の必要性など課題が山積している一方、財政的な制約等から住宅に関するマスタープランの実施がおくれている現状である。

また、入居者視点から見ると、団地による差異はあるものの、比較的高齢の単身者や2人世帯などの少数世帯が多くを占めるため、安全安心な住宅整備が求められる。また、一方で子育て世帯にも充実が待たれている現状でもある。

町はこうした現状を踏まえ、上位計画との整合性を図りながら「住生活基本計画」との名称による、住宅に関するマスタープランの再構築を図る考えである。

このマスタープランの策定、実施に当たっては、各地区における施設の集中化、いわゆるコンパクトシティー化や、在宅や訪問介護などをあわせたサービスつき高齢者向け住宅など、まちづくりの観点を踏まえた政策的な住宅整備が必要と考える。

今後次期総合計画の策定もあるが、こうした上位計画策定とも連動し、建設課のみならず子育て、高齢者といった福祉担当課とも連携し優先順位の設定を行う中でマスタープランの計画策定・実施が必要と考える。

また、要介護者はもちろん、体力が衰えを見せ始めた方々にも優しいハード面の整備や緊急通報システムの充実など、一層進展する高齢化社会を見据えた所要の整備を行うべきと捉える。

現地調査も行ったが、特に耐用年数超過戸数が48%を占める町営住宅の改善は、安全安心なまちづくりを目指す中であって早急な対応が必要な状況である。

町営住宅収入は町営住宅整備費に振り分けるなど、住宅整備に対する財政措置への一定の整理を行うなど、住宅整備に政策的に向き合う中で、町が基本理念とする「誰もが豊かにいつまでも住み続けられる しらおいの住まいづくり」に邁進していくことを望むものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会のまとめについて。(2)、小委員会、1つ、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、2つ、議会懇談会のまとめについて分科会。

(3)、①、総務文教分科会、議会懇談会について(テーマ勉強会)、2つ、白老町町内会連合会との懇談、白老町手をつなぐ育成会との懇談、②、産業厚生分科会、1つ、議会懇談会について(テーマ勉強会)、1つ、白老町商工会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりです。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会懇談会、町内活動団体との懇談及び議会広報161号の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

平成19年の改選期から広報広聴常任委員会を新設し、自治基本条例のルールにのっとり、「町民の権利」・「議会の役割と責務」の具現化に努めてきた議会懇談会も、定期開催は平成20年度から始まり、平成23年・27年度の改選期を除き、本年度で8回目となった。

この間、議会改革の一環として「広く町民の声を拝聴する」という目的に沿い、期日・会場・周知啓蒙への工夫のほか、運営の方法、意見・要望の事後処理等に可能な限り配慮を尽くして実施してきた。

平成25年・26年度からは、ポスターの掲示や・配布物での町民参加を募る従来の手法を見直し、町内会連合会の協力のもと議員がみずから地域に足を運び、町内会長さんにも地域住民への声かけなどで応援をいただくなど、新たな取り組みを試行的に実施することで少なからず町民の方々からも関心を持たれ参加者も増加し、一人でも多くの町民に参加していただきたいと願う議会懇談会の当初の目的は果たされた感がある。

しかし、懇談会終了後参加された方々から、行政との懇談と何ら変わらないという意見が多く聞かれたのも事実である。

今年度実施した議会懇談会は、地方分権時代の地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、町政の監視・評価に加え、政策を立案し提言することがまちの発展や町民の福祉向上にとって極めて重要であるとの認識に立ってテーマ別懇談会とした。「身近なコミュニティーとしての町内会の維持と充実に向けて」と「象徴空間整備による産業振興の推進に向けて」のテーマを設定し、議会としての勉強会、開催周知活動などを行い、10月3・4・5日の3日間、まちの全地域10会場で開催した。

多くの町民の方々から、さまざまな角度からの意見をいただき充実した懇談会となったものと考えているが、「広く町民の声を拝聴する」という本来の目的から見れば、本年度も若い方々の参加が少なかったことから、若い世代の声をいかに拝聴するのか、また、会場に足を運ぶことができなかった方々からの意見の集約をどう考えるのかが今後の大きな課題である。

このたびの懇談会の取りまとめについては、従来の公聴としての議会懇談会のように町民からの要望を受けての行政による回答の橋渡しだけではなく、町民からの意見・提案を踏まえ、議会として検討し政策提言書としてまとめ、12月12日町長に対し提出したところである。

提言書の内容については、議会だよりやホームページを通じて情報提供を行うほか、公共施設や懇談会会場等に提言書を設置することにより、今後さらなる双方向での意見交換が図られ、

より有意義な懇談会となることを期待するものである。

いずれにしても、今後も引き続き創意工夫に努め、より効果的で充実した懇談会となるよう進めていくものである。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報第161号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等4件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎会期の延長について

○議長（山本浩平君） 日程第19、会期の延長についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、通年議会のため明年1月3日まで会期と議決されておりますが、1月4日までの1日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は明年1月4日まで1日間延長することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第20、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月4日まで会期となっております。明日12月15日から明年1月4日までの21日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月15日から明年1月4日までの21日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時56分）